

在留邦人・旅行者の皆様へ

平成25年10月24日
在サンクトペテルブルク日本国総領事館

旅券を紛失した場合の出国手続きが変更されることについて

日本とロシア連邦の両外務大臣により署名された「日露査証簡素化協定」が10月30日に発効します。

これに伴い、ロシア連邦に在留する間に旅券を紛失した日本国民のロシア連邦側の出国手続きが以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。

1 日本国民であって、ロシア連邦にロシア連邦の法令に従って在留する間に旅券を紛失したものは、在ロシア連邦日本国大使館または在ロシア連邦各日本国総領事館で旅券を再発行してから出国査証を取得しない限り、出国することができませんでしたが、10月30日以降は、在ロシア連邦日本国大使館または在ロシア連邦各日本国総領事館によって発行された旅券又は渡航文書に基づき、その他の許可なしに出国することができるようになります。

2 2014年1月1日以降、在サンクトペテルブルク日本国総領事館ではIC旅券(一般旅券)が作成できなくなります。これに伴い、2014年1月1日以降に旅券を紛失した日本人旅行者等(出張者、知人訪問等の目的を含む)に対しては、原則として、旅券に関しての取扱いが次のとおりとなります。

(1) 日本に帰国を予定している日本人旅行者等が旅券を紛失した場合、「帰国のための渡航書」を発給します。

なお、「帰国のための渡航書」は日本への帰国のためにしか使用できません。原則として、経由地を含めた他国には入国することはできません。

(2) 日本国外に在住されている日本人旅行者等が旅券を紛失した場合、「緊急旅券」を発給します。

「緊急旅券」は一時的に使用することを目的に発給されるものです。在住地に戻られた後、最寄りの日本国大使館または総領事館で、IC旅券(一般旅券)の再発給手続きを行う必要があります。

在サンクトペテルブルク総領事館 領事班

Consulate-General of Japan in Saint-Petersburg, Consulate Section

Address: 30 Millionnaya St., St.Petersburg, Russia 190000

Tel: +7(812)314-14-34 Fax: +7(812)703-54-63

E-mail: ryoji@px.mofa.go.jp
